

目 次

第5回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月25日）	3
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月26日）	9
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月27日）	23
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月30日）	29

第5回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和61年6月25日

会期6日間

閉会 昭和61年6月30日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
6月25日	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第38号～議案第42号 提案説明、質疑、討論、採決
6月26日	木	本会議	午前10時	一般質問
6月27日	金	本会議	午前10時	陳情第3号～陳情第7号採決 決議案第2号～決議案第4号、意見案第1号採決
6月28日	土	休 会		
6月29日	日	休 会		
6月30日	月	本会議		陳情第4号 追加日程 決議案第5号～決議案第6号採決 閉 会

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和61年6月25日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和61年6月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年6月25日 午後3時15分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	住民課長	稲福 幸三 君
助役	仲村 順三 君	厚生課長	崎山 勝正 君
収入役	金城 清 君	経済建設課長	平良 晋 君
教育長	平良 作義 君	教育委員会 総務課長	金城 利明 君
総務課長	稲福 吉昭 君	農業委員会 事務局長	照屋 林克 君
企画財政課長	古我知 清 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修 君 係長 前田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第38号 大宜味村税条例の一部を改正する条例

日程第4号 議案第39号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第40号 公有水面埋立てに関する意見を求めることについて

日程第6号 議案第41号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

日程第7号 議案第42号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和61年第5回大宜味村議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、11番山川正行君、12番前田貞四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします

本定例会の会期は本日から6月28日までの4日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

日程第3 議案第38号から日程第7 議案第42号までを一括議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第38号、地方税法の一部改正に伴いまして本村の条例も改正する必要がありまして提案いたしております。なお、細部につきましては説明員から説明いたさせます。

議案第39号、公営住宅法施工令の一部改正に伴いまして本村の条例も改正する必要がありまして提案いたしているわけです。

議案第40号、東、大宜味線の特殊改良一種事業に伴い沖縄県知事から意見が求められているためこの案を提案いたしているわけです。なお、細部については説明員から十分説明いたさせます。

議案第41号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,768,758千円とする。

（朗読して説明に代える。）

なお、細部につきましては説明員から十分説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

議案第42号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,575千円とする。

(朗読して説明に代える。)

なお、細部につきましては各担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時29分）

再 開（午後3時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第38号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第41号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 4番（知念亀次郎君） 債務負担行為についてお伺いします。

組合の方で繰り上げて償還すると議決された場合に、村としても一緒に対応できるのかどうか。

○ 助役（仲村順三君） そのようにいたしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第38号、議案第39号、議案第41号及び議案第42号については会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後3時09分)

再 開 (午後3時12分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第38号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後3時15分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和61年6月26日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和61年6月26日 午前10時00分)

散 会 (昭和61年6月26日 午後0時06分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

6番議員 平 良 俊 政 君	11番議員 山 川 正 行 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	企画財政課長	古我知	清 君
助	役	仲 村 順 三 君	住 民 課 長	稲 福 幸 三 君	
収 入 役		金 城 清 君	厚 生 課 長	崎 山 勝 正 君	
総 務 課 長		稲 福 吉 昭 君	経 済 建 設 課 長	平 良 晋 君	

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	高江洲	修 君	係	長	前 田 孝 君
---------	-----	-----	---	---	---------

6. 議事日程（第2号）

日程第1号 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

これより一般質問を行ないます。

通告順により発言を許します。

- 5番（宮城長雄君） 去った3月議会において村体協、区長会から総合グラウンドの早期実現の要請が村と議会に提出されていましたが、村として公有水面を埋立して総合グラウンドの建設計画はないかどうかお伺いします。

- 村長（新城繁正君） 陳情要請を受けていることは事実でございましてこれについて検討しておりますが、現在のところ公有水面を埋立してその施設を造るという計画は持っておりません。

- 5番（宮城長雄君） それでは別に用地の検討がありますか。

- 村長（新城繁正君） 具体的な候補地とかはいまのところ考えておりません。

- 5番（宮城長雄君） 本村のスポーツ振興上是非なくてはならない施設だと考えるわけですが、この計画は何時頃できるお考えですか。

- 村長（新城繁正君） 私も絶対必要な施設だということは考えております。ところが現在の財政事情や学校の施設等によりまして、当面はそれで対応しておきまして今のところ時期については言えません。後期の基本構想も策定しなければいけませんのでその時に委員の方に諮問をしてみたいと思います。

- 4番（知念亀次郎君） パイン産地の市町村長と農協長が集まり、去る6月13日農協会館においてパイン問題緊急対策会議が行なわれたと聞いております。その場においてパイン危機打開に向けてどのような話があったのかお伺いします。

- 村長（新城繁正君） 実はその会合に私は出席しておりませんで、この質問通告を受けて出席しました参事さんからの話をお聞きしました。新聞報道のとおりでございましてこれ以上のことにつきましては知り得ておりません。

- 4番（知念亀次郎君） 新聞報道によれば北部地域が3社4工場が2社2工場になるということです。そうした場合本村にある合同パイン工場が閉鎖されるということとございませぬ。そこには従業員が11名おり、女工が約70名で年間を通じて約120日程就業しております。

そこでこれ等の方々は大変な不安を持っているわけですし、就職のあっせんをやっていくお考えはありませんか。

- 村長（新城繁正君） 私共も農協との話し合いでそういうことも出ました。この議会が

終わりましたら合同パインをお訪ねしまして経過や会社の方針をお聞きすると同時に村として対応を考えていきたいと思っているところでございます。

○ 4番（知念亀次郎君） 生産者農家のことについてお伺いします。60年に結ばれた覚書によりますと原料価格は1キロ当たり49円とする。そして向こう5年間いかなる情勢の変化があってもこの価格を下回らないことを保証するということですが、生産農家としては不安を持っているわけです。そこで県や国に対して輸入枠の抑制や関税率の引き上げ、非自由化など要請するお考えはないかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） この問題は一自治体だけではどうにもならないと思います。目下のところ考えられますのは各機関との連絡調整を図りながら、市町村会あたりで産地の村長として協力をお願いするという話し合いはこれから具体的に国頭、東村と相談し合っていきたいと思っています。

○ 9番（平良 実君） 村民の中には村有地の払い下げを1日千秋の思いで待っている方々が相当おられますが、何時頃からその業務が始まるかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 現に払い下げ設定された地域については残された問題を解決して一括して処分するという方向でございます。具体的に払い下げ業務をするとすると9月以降になるという程度です。

○ 9番（平良 実君） 昭和44年に設定されている地域につきましてすぐには払い下げできなくても、書類で申請された場合には受け付けだけはできたのではないかと考えられるわけですがどうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） やはり払い下げ業務を進める上におきましてはっきりした決定を見まして、村民の皆さんに知らしめまして公平に業務にやっていきたいという観点からそういう事情も説明して皆さん方の納得をえて担当課として待ってくれという形でやりました。

○ 9番（平良 実君） 既に設定された地域は書類の受け付けぐらいはやったらどうかと、これが村民に対する平等な考え方ではないかと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 公募というのが原則でございますので、問題を解決してからやるというのが基本的な考えでありまして、個人個人が申請をしてちょこちょこやるというのは好ましくないと考えていますので、一括してやりたいと考えております。

○ 9番（平良 実君） 9月以降ということのようですが、具体的に何時頃になりますかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） この問題は皆さんから大変心配をいただいておりますし、又、村民からも要望が強いわけです。条件を整備して事務が整え次第なるべく早く村民にその土地

を有効に利用させたいという考え方です。

○ 10番（崎山喜弘君） モデル事業によって各部落の環境整備がなされていますが、饒波部落としましては非常にその面遅れています。旧排水溝の整備と新排水溝の整備が是非とも必要であると、村としてその工事の施工計画がありますかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） モデル事業に伴う集道No.18とNo.19の件だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○ 10番（崎山喜弘君） その件につきましては饒波区長からモデル事業外の整備について再三要請されていますが、私が質問しているのはモデル事業の2件とは別のものです。

モデル事業の計画時点から外されているのが大分あるわけです。それで質問しているわけです。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 質問内容を把握できませんで申し訳なかったと思います。確かにモデル事業とからみのある地域ではあります。モデル事業は63年度を目処に完了予定にしているわけですが、本年から残事業調整に入っております。それでそれに向けて各部落からの要請を受けております。それでそういう要請がありましたら検討もしていきたいと思っています。

○ 10番（崎山喜弘君） 次に、モデル事業で計画されたものが饒波区では2件残っております。部落では地主と交渉しておりますがなかなか承諾が得られないと難航しておりますが、それでどうしても地主の承諾が得られない場合はどうするか。又、集排だけの施工が可能であるのかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 本年初めに第1回の残事業調整ということで県に行ったわけですが、やはり県や国の方針として今頃用地の問題が出るというのはおかしいという問題もあります。これは当初から皆さん方ができますという形でやってきておまして、是非計画に伴った執行をやっていきたいと考えております。それで集排だけという要請も出てくると思うんですが、県の方針は集道から集排に変えるということは事業効果の減になるということで、こういう変更は認められないということでもあります。

○ 8番（平良蔵健君） 謝名城林道は本年度で事業完了と聞いておりますが、本年度事業の着工は何時頃の予定ですかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 今年度の事業は8月頃と予定しています。

○ 8番（平良蔵健君） 3月議会でも課長は事業着工前に部落との話し合いを持つと言っておりましたが、その話し合いは何時頃持つ予定ですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに前議会で私もそのように答えたと思います。

県との最終年度ということで調整に時間をとっておりまして、これまで説明できなかった

ということにつきましてお詫びしたいと思います。

現段階で県との調整も終わりましたして実施計画に向けてのまとめができておりますので、7月始めにでも説明会をやっていきたいと思っています。

○ 8番（平良蔵健君） これは確約できますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そのように行ないたいと思います。

○ 13番（松島重克君） ダムの問題が出ましてからはもう16～17年前でなかったかと記憶しています。その後現村長が助役時代に再びこのダム問題が出まして、その時点でダム事務所からの資料が議員にも配布されたわけです。先日改善センターにおきましてダム計画の予備調査についての説明会がございましたが、村当局もそれなりの考えを持っておられるのではないかと思いますので、先ずこのダム計画に対する村長の考え方からお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 国、県としましては本村にダムを造りたいという計画を持っているということでございます。その間に予備調査ということで実施された所も2～3か所あります。現在、私がダム問題について考えていますことは国や県が計画をしてその促進方についての要請があることは事実であります。村といたしましてこれについてまったく反応を示さないということも問題である。又、ダムそのものについても勉強もしなければいけません。村民的なコンセンサスも考えていかなければいかんということをお私としては考えておりました、これは村長が一存でだめとかいう性質のものではありませんので、基本的には水問題というのは将来どうなるかと考えていく必要がある。まったく無関心ではおれないというのが基本的な考えです。

○ 13番（松島重克君） 沖縄の水事情も大事だということですが、しかし本村の将来もそれ以上に大切ではなかろうかと思います。本村にダムを造ることによって本村の将来はどうなるかと、ウエートはその方に置いてもらわなければいかんと思います。そこで現在の村民としての与論はまだ固まっておらないようであります。公的な調査をしたということは聞いておりません。そこでこのダム計画が村長がおっしゃるように避けて通れないということになりますと近い将来結論を出さざるを得ない時期が来るのではないかと思うわけです。

そこでこの結論の出し方はどのように考えておられるのかお尋ねしたいわけです。

○ 村長（新城繁正君） これは大変重要な問題でございますので、この前みたいにこれ1回ではいかんと思いますので説明を続けてもらおうと、最終的には部落での説明会もしてやはり村民に知らせなければいかんと、その上で村民がそれに対する考え方がよろしいということになれば村といたしましてもそれに対応すると、ただ先程、大宜味村の問題が大事でないかということがありましたが、それはそのとおりでございまして、我々といたしましても水問題につきましては将来自分達の水事情はどうなるか、これから人口も増やさなければいけ

ませんし、施設も増やさなければいかんという考え方も持っておりますので、それと併行して水問題も村自体のものとして考える必要がある。

そういう基本的なものをこれから策定します基本構想の委員会や総合開発委員会等に正式でないとしても問題として提起いたしまして、数多く問題については議論をいたしまして最終的には村民の合意を得て村としての結論を出したいと考えております。

○ 13番（松島重克君） この問題につきまして過去にその時の長の考えを何回か正したわけですが、その時点での長の考えは結論を出すに当たりましては関係地元民の意向を尊重すると、例えば、地元民が賛成であるというならばその線で対応すると、勿論その中には見返り等のいろいろな問題が含まれるだろうと思います。そういうことも地元民と十分相談した上でやろうということです。そして反対という関係地元民の結論が出た場合には村当局はその立場に立ってこの問題に対応しようということを私は何回かお聞きしているわけですが、これについて長はどうお考えであるかお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 基本的にはそのような考え方は私としても守りたいと思っております。地元民の意思を大事にするということは大切でしょう。ただ、村としての考え方もそこにあわせて考えなければいけませんので、村が一体それについてどのように対応していくかということも説明いたしまして、村民の意向をお聞きすると、それでなお且つこれはダメだということであれば村としてもあえてやる必要はありませんので、今後の問題としてこれは残す他ありません。そういう意味で今のご質問のとおり最終的に地元がいろいろ説明を加え最終的に地元がダメであると、造ってはならんという返答が出てきた場合には村といたしまして国や県に対しまして本村にはこういう計画はできませんと明確に答える必要があると思っております。

○ 5番（宮城長雄君） 身体障害者施設が中南部に集中し、北部は皆無である。北部の住民は施設の誘致を希望していると思います。村として国有地を払い下げて授産施設の誘致は考えてないかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） この件につきまして目下村といたしましては県の担当課を通しまして要請をしているところでございまして、その実現について強力に働きかけて欲しいと話し合っている段階でございまして、今のところ明確な返答はいただいておりませんが引き続き要望が実現するように再度要請を続けていきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時48分）

再 開（午前11時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 4番（知念亀次郎君） 立舛が現在何にも利用されてない。ということは農道1本もないということでございまして、補助事業で造ることは考えられないものですか。

○ 村長（新城繁正君） 過去のいきさつを聞いたところ、村がこういう形で対応しようとしたところ部落の方がその時は承諾しなかったと、現在のところはその地域については補助事業を導入することはできないということです。

今後部落がどのような方向で考えていくのか部落の意思を見守りたいと思います。

○ 4番（知念亀次郎君） 例えば、集落の小規模な区画整理などはできないものか。検討したことがあるのかどうかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 区画整理につきましては都市計画法に基づく都市計画地域でのものございまして、その地域については適用されないだろうと思っています。

○ 4番（知念亀次郎君） それでは村単事業でもってそういう事業ができないものかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 村単となると財政的に無理だと思っています。部落民の総意でもって将来住宅地域を造りたいとか区民の与論として、具体的に受け入れ態勢ができた場合に検討したいと思います。

今の段階でそこに村が主導して物を造るということは考えておりません。部落が地主も説得して土地も提供しましょうという形であれば村としてはそれなりの対応は考えていく必要はあると思います。

○ 10番（崎山喜弘君） 地域によりましては村営住宅の誘致につきましていろいろな声が聞こえますが、村営住宅建設用地の選定条件についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 村として選定条件というのは持っておりません。

一般的に考えられますのは交通や環境の問題は当然考えなければいかならうと思っています。

○ 10番（崎山喜弘君） 交通の面におきましてバス停からの距離などの問題もあるのかどうか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そういう基準は特別にありません。

○ 10番（崎山喜弘君） 最小限何世帯で団地形成ができるのか。それに必要な面積についてお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 団地の中での地域交流ということもありますので10戸が最小限理想だという考えを持っております。

それで10戸を造るには広場等もありますので約2,500㎡が必要だと考えています。

○ 10番（崎山喜弘君） 62年度以降の建設計画のついてお伺いいたします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 今年度で20戸完了します。それであと30戸が残っており

まして、62年に用地の問題、63年に10戸、64年度に20戸というようにやっていきたいと思っています。

○ 10番（**崎山喜弘君**） 村営住宅のできるか所は学校との直接な関係もございますので、62年度以降の計画は大宜味校区或いは喜如嘉校区に造る考えはあるのかどうか。

○ 村長（**新城繁正君**） 地域は特定してございません。まだ用地につきましても具体的に村として持っておりませんし、これから各地域に呼びかけまして土地のあっせんについてはこれまで同様をお願いしたいと考えております。

○ 10番（**崎山喜弘君**） 村営住宅ができたために住居状況は良くなっていますが、村内において過疎地域ができていると、それで複式学級が大分増えております。そういう点を配慮して今後の住宅建設を考えてもらいたいと思います。これについてどうお考えですか。

○ 村長（**新城繁正君**） これまでの経過からして大分指摘を受けております。村としてはそういう問題を考えていきたいと思っておりますが、問題は用地の問題でございますが、引き続きそういう面につきましてはできるだけ配分をして学童等の極端なアンバランスにならないように考えていきたいと思っております。

○ 8番（**平良蔵健君**） 去った2月に改善センターにおいて村当局、企業局、部落代議員との話し合いを持ったわけですが、その時に4月中旬に更に話し合いを持つと言っておりましたが、これはどうなっておりますか。

○ 助役（**仲村順三君**） 確かに2月下旬に謝名城の有志の方々と企業局と役場を交えて話し合いをやった場合に4月中旬にもう一回話し合い持ちましょうと約束いたしましてその間話し合いできなかったということを区長さんに申し上げまして、一応連絡はしてございます。話し合いが持てなかったということは、結局は話し合いを持っても同じような話にしかならんと、と言うことは事業がらみもございまして他の部落との事業調整がまだまとまってないという状況から、2月にやった話と同じようなことになりはしないかということから話し合いを持ってないということです。

○ 8番（**平良蔵健君**） 事業の導入がまだ決まってないということですが、助役は区長に連絡したということですが区長は連絡を受けたことはないということですよ。この事業を導入する時期とどう話し合いを持つのかお伺いします。

○ 助役（**仲村順三君**） 村で計画しています新農業構造改善事業の中で実施しようということでしたが、その計画が4月中旬までできるのではないかと見込んで4月中旬に話し合いしようということだったので、現在この事業の地域再編型でありますので、他の部落の事業計画等も調整中でございます。それで謝名城との話し合いはこの概要ができてからしか持てないのではないかと思います。

○ 8番（平良蔵健君） 部落との話し合いをするというのは約束事項だと思いますが、これについてどう考えますか。

○ 村長（新城繁正君） 地域再編型でありますので喜如嘉、田嘉里にもこういう地域でこういう事業でありますから皆さんの方も何とか協力して下さいという説明をしているんです。説明はしていますが部落としての意向がまだ入って来ていませんので、このような形で皆さんと話し合いしましても私の話で終わってしまうと、だから部落からの回答も待ちまして我々も調整しまして導入できるというある程度の結論が出た段階で県とも調整して部落に申し上げた方が望ましいだろうということです。

○ 8番（平良蔵健君） しかし、4月時点でこの事業を進めるために結論は出るということで約束しただろうと思います。これだけ日数が延びていますので、経過について話し合いを持つべきだと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 経過を説明してくれということでしたら、担当課を通じて部落の皆さんに説明してもいいと思います。

○ 13番（松島重克君） 村の水道行政につきましてはこの事業の発足当時から懸念されていたわけです。それは村当局が説明されておることと実情とが合わない。ましてその間に直接事業を担当する職員が上司の意思を十分伝えておらないと、あれこれ重なりまして非常に難かしい状況に立ち至っているわけです。この問題につきましては当局もうんざりする程私もやっておりますので、やはりこれも避けて通れない問題であろうと思うわけでありまして。そこで議会におきまして水道行政に関する陳情が採択されまして長の方に送付されたと思えます。この陳情書に対して長はどのようにお考えであるかお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 議会で採択された資料も持っております。この前もどういうことであるか十分検討したんですが、この水道の問題につきましては計画の段階からいろいろすっきりしないままに推移したという面もあったような感じがします。この陳情につきましては現行条例からしますと対応できないということを我々としては確認しているわけですし、いわゆる給水を開始した地域につきましては旧水道は廃止したという立場でございますので、それを村が出費して管理するということは到底できないという考え方を持っているわけです。

○ 13番（松島重克君） 旧水道は村が管理できないというお話でございますが、これは村の水道行政が正常な場合におっしゃる言葉であろうと思うわけです。はっきり申し上げまして現在の本村の水道行政は正常な機能を果たしておらないわけです。また、寄ってきた原因は行政のまずさからきていると言わざるを得ないと思います。

現在村営水道に入っておらない家庭が30数戸とそして津波校区塩屋校区の大半の家庭が旧水道を利用しているというのは事実であります。こういう状況が正常な状況であるという固

定観念が生れてきている感じもするわけです。しかし、そのまま放置できる問題ではなからうかと思うわけです。もし、そのまま放置するならばこれから問題が派生した場合の責任は何処にあるかという問題が出て来ると思います。このままではいけないと思いますよ。そこで現況をどのように解決してこの問題を打開しなければいけないかということ。はたして現況をどのようにお考えであるのか。そしてこの問題解決のための見通しはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○ **村長（新城繁正君）** 実態はご指摘のとおり39戸がダチ川の旧水道を利用しているという担当職員の報告も受けております。私の立場といたしましては村が面倒を見るというわけにもいかない。ですからこれは条例を貫ぬかなければいけませんので、これからもこの実態について改善が不可能であるのかどうか、いわゆるどうしても加入しないのかどうか、これは強制加入というのは条例上できないということになっているようですので、これはあくまでも本人の了解を求める以外にない。そしてその地域の方々の水道問題に対する真意を私も確かめてないものですから、その辺につきましては再度加入についての呼びかけをして、早い機会に話し合いをしてみたいと思います。その当時のいきさつがそうでありましたからそれを我々として許したということで併用していると思いますから、その辺については再度改善策を図っていかうとこういう方法を現在の段階では我々は採ると、これ以外には方法はないのではないかと考えています。

○ **13番（松島重克君）** そういうお話は2年前にお聞きしたわけですよ。

その後期待をしていたわけですが進展を見ないので、あえて議員が陳情書を出すという変則的な挙に出ざるを得なかったわけです。関係者は私の方に見えたんです。陳情の出し方はこうですよとやったんですが名前を出すのを控えたいというものですから止むを得ず私の名前で変則的な形で出しているんですがね。だから2年近い歳月を当局がどう行動されたのか私は不思議でならないわけです。この水道問題に対する取り組みが甘いのではないかと思います。

一議員がいろいろ申し上げることに對して耳を傾けておらない感じがする。この水道問題に對して私が何回発言をしどういうことをお聞きしたか、当局はどういう答弁をなされたか議事録を見ていただきたいと思います。同じような事の繰り返しでは進展は見ないと思いますよ。相当ふんどしを引き締めてかからないと、それは相当苦情は出ると思いますよ当局に對して。今の水道行政は正常でないということははっきりしているわけです。正常に戻すにはどうするかということは当局のあなた方が考える問題ですよ。これだけ声を大にして何回も申し上げているんですからあなた方が十分考えを粘って早急に解決すべき問題であろうと思います。現状では水道行政は独立採算制というのは夢のまた夢と言わざるを得ないと思

ます。今までの考えを改めまして村長以下ふんどしを締め直して頑張っていかないとこれは解決しないと思いますよ。いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） もう何回もご指摘されていることでございます。

私の方もそのような形で答弁してきた経過もございますが、時間が経過しても改善されてないという事実は率直に認めざるを得ません。村営の水を飲んでもらうように理解を求める他はないだろうと思いますので、更に具体的な検討をして対応していきたいと考えております。

○ 13番（松島重克君） 村有地の問題につきましてはいろいろな問題がありまして、村の財政的な面から村有地を処分して現在の財政難をカバーしたいというお考えもあるように感じておるわけですが、しかし、この問題が解決しない間は払い下げをしないというのが当局と議会との約束事項ということになっておろうかと思えます。そこでこの問題の処理は任期中にやりたいというお話でございましたが、問題解決の見通しをお持ちでなからうかと思えますので、その点をお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） この問題に関しましては議会に対する約束という観点から早く問題の処理をしようということではいろんな角度から検討をして努力してきたわけでございます。具体的な時期も示していたわけですがまだ処理ができていないということはお詫びのしようもないわけですが、問題が問題だけに3月時点では両人と話し合いもして調印だという段階まで来ていたわけですが、どうも情勢の変化がございまして事が運ばなくなっているわけです。もうこの問題に対する道はふさがってしまったと、皆さんの方であつたら考えてくれと、村としては皆さんが撤去してもらう以外には方法はないということで通告してございますが、私としては与えられた期間中で処理して村有地の管理もやりたいということで現在も進めているということです。

○ 13番（松島重克君） どうも今のお話からすると状況は進展をみておらないようであります。この問題を振り返って考えますと、撤去命令を出した時点でこの問題を処理しようという立場で当っておるならば、もう解決されていたと思うんです。また、その時点では議会も共々執行部と泥をかぶりましょうという立場に立ったわけです。執行部が撤去の2年間の猶予を与えられたということが見込み違いだったと思われるわけですね。初めの撤去命令を出した時点では完全な刑事事件であつたわけです。ところが2年間の猶予を与えたために民事に移行しているわけです。民事事件となりますと時間と経費がかかって大変なんです。現状からしますと法の力を借りなければならぬ面も出るかも知れませんね。議会としましては長が任期中に解決しましょうということで特例として払い下げておるわけですが、まだ2か月間の余裕があるわけですがその間にされるのではないかという想いも多少は残っているわけです。しかし、このままの状況では村の財産である村有地の管理ができないと極端に

言わせてもらえば村当局は財産管理の能力に欠けると言わざるを得なくなる懸念があるわけですね。長としては最善を尽してあらゆる可能性を模索されて解決に当たらなければいけないと私は思っております。そういう姿勢であるならば私個人としましては側面から協力できるのではないかと、村民の財産を守ることならば執行部と議会がひとつになってやれないことはなからうと思っております。そろそろそういう時期に来ているのではなからうかという予感もするわけです。そういうことでありますので残された期間で頑張っていたいただきたいと思います。

次に、こういう変わった話を聞いております。このやきもの関係の両氏に対して村当局が1人1,500㎡の土地を貸していると、何か契約されたとかいう話を聞いているんです。これは担当課で確認はしておりませんのでどこまで正しいかということは自信はないんですが、そういう話を聞いておりますので疑問を持ってお尋ねするわけです。そういう事実がおりであるかどうかお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） こういう事実は一切ございません。2人に対しまして村有地を貸すと、又、現に貸しているということは一切ございません。話が何処から出たか分かりませんが、これだけは明確に答弁申し上げます。

○ 議長（玉城一昌君） これをもって一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後0時06分）

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和61年6月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和61年6月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和61年6月27日 午後3時17分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1号 陳情第3号 老人保健法の一部改正に関する要請書

日程第2号 陳情第5号 国民本位の税制改革、民主的な税務行政を求める陳情書

日程第3号 陳情第6号 契約拒否軍用地の20年間強制使用に反対する決議採択に関する陳情

日程第4号 陳情第7号 「地域林業の活性化、国有林野事業の再建と林業労働力確保のための意見書」採択について要請

日程第5号 陳情第4号 昭和62年度精神薄弱者授産施設の設置について

日程第6号 決議案第2号 老人保健法並びに老人福祉法の改定等に関する要請決議

日程第7号 決議案第3号 国民本位の税制改革、民主的な税務行政を求める決議

日程第8号 決議案第4号 契約拒否軍用地の20年強制使用に反対する決議

日程第9号 意見案第1号 地域林業の活性化、国有林野事業の再建と林業労働力確保のための意見書

日程第10号 会期の延長について

7. 会議に付した事件

日程第5 陳情第4号を除く全日程。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は10名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第3号から日程第4 陳情第7号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時13分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

11番、12番入場。（午後3時13分）

おはかりいたします。

只今、議題となっております陳情第3号、陳情第5号、陳情第6号及び陳情第7号については、会議規則第87条第2項の規定により委員会の付託を省略し、又、質疑討論も省略し直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決しました。

これより陳情第3号、陳情第5号、陳情第6号及び陳情第7号について採決いたします。
4件の陳情について採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、4件の陳情は採択することに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第2号、決議案第3号、決議案第4号及び意見案第1号が提出されています。

この際これを日程に追加し、議題とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 決議案第2号、日程第7 決議案第3号、日程第8 決議案第4号及び日程第

9 意見案第1号を一括議題といたします。

おはかりいたします。

只今、議題となっております4案件につきまして会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、又、質疑討論も省略し直ちに採決いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決しました。

これより決議案第2号、決議案第3号、決議案第4号及び意見案第1号について採決いたします。

4案件につきましては全員発議でありますので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、4案件については原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第10 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は6月28日までと議決されていますが、議事の都合により会期を6月30日まで2日間延長いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は6月30日まで2日間延長することに決しました。

おはかりいたします。

明日28日は議事の都合により休会いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日28日は休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時17分）

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和61年6月30日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和61年6月30日 午前10時00分)

閉 会 (昭和61年6月30日 午前10時55分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

3番議員 宮 城 功 光 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1号 議案第40号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて

日程第2号 陳情第4号 昭和62年度精神薄弱者授産施設の設置について

日程第3号 決議案第5号 精神薄弱者授産施設の設置について要請決議

日程第4号 決議案第6号 国有地の譲渡について要請決議

7. 会議に付した事件

日程第1 議案第40号を除く全日程。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時24分）

- 副議長（松島重克君） 再開いたします。

議長が除斥の対象になっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行ないます。

日程第2 陳情第4号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情につきましては質疑討論を省略し、会議規則第87条第2項の規定により委員会の付託も省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論及び委員会の付託を省略することに決しました。

これより陳情第4号について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時26分）

再 開（午前10時54分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

只今、全員発議により決議案第5号及び決議案第6号が提出されています。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 決議案第5号及び日程第4 決議案第6号を一括議題といたします。

おはかりいたします。

決議案第5号及び決議案第6号については全員発議でありますので質疑討論の省略及び会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思いを

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これらの質疑討論及び委員会の付託の省略をし、直ちに採決することに決しました。

決議案第5号及び決議案第6号について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、決議案第5号及び決議案第6号については原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

これをもって昭和61年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたしたいと思いを

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって昭和61年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

大宜味村議会副議長 松 島 重 克

署名議員（11番） 山 川 正 行

署名議員（12番） 前 田 貞四郎